

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大高智之

- | | |
|---------|--------|
| 一 道路の種類 | 一般国道 |
| 二 路線名 | 二百五十四号 |
| 三 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
地先まで 番一地先から 同市大字新郷二八六番三	東松山市大字新郷二八九	区間
二四・〇〇・四一・三〇	二四・〇〇・三三・三三	敷地の幅員 (メートル)
	三三・〇〇	延長 (メートル)
		備考